

## ■ 電子契約について

### ■ 1 電子契約とは

従来の紙の契約書の代わりに、インターネット上で提供されるクラウドサービスを利用して、契約の締結を行うものです。

松本市では電子契約に「クラウドサイン」を利用します。



### ■ 2 電子契約の対象案件

当面は契約管財課、上下水道局総務課及び病院局病院総務課が取り扱う、令和6年1月以降の建設工事請負契約が対象となります。

ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約及び自動更新条項付契約等を除きます。

引き続き紙の契約書を利用することもできます。（選択制です。）

### ■ 3 電子契約を行うメリット

#### (1) コスト削減

- ・印刷や製本、送付にかかる費用を削減できます。
- ・収入印紙が不要になります。

#### (2) 業務効率化

- ・紙での作業がなくなります。
- ・押印が不要になります。

#### (3) いつでもどこでも

- ・インターネットとメールが使える環境であれば、どこでも利用できます。
- ・24時間365日ご利用いただけます。

※メンテナンス等により利用停止となる場合があります。

### ■ 4 電子契約を行う際の事務の流れ

(1) 電子契約の利用については、当該契約の担当者（以下「担当者」という。）からご案内いたします。

- (2) 電子契約を行うことについて同意いただいた場合は、電子契約の締結に使用するメールアドレス等を確認するため「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールでご提出ください。

【送付先アドレス】

契約管財課：keiyaku\_t@city.matsumoto.lg.jp

上下水道局総務課：sui-somu@city.matsumoto.lg.jp

病院局病院総務課：byoin\_somu@city.matsumoto.lg.jp

※送付時の留意事項

- ・当該契約の入札担当課アドレスへ送付してください。
- ・送付時の件名は「電子契約同意書」としてください。
- ・Word形式のまま送付してください。

- (3) 担当者が契約書データを「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載いただいた事業者様側の担当者様（担当者様が契約締結権限者様と同一人の場合は契約締結権限者様）のメールアドレスに送付しますので、会社名等の必要事項を入力の上、担当者に返送してください。
- (4) 担当者が契約書データ（PDF ファイル）をクラウド上にアップロードすると、クラウドサインからアップロード先の URL が「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載いただいた担当者様のメールアドレスに送付されます。
- (5) 届いた URL にアクセスしていただき、契約書データの内容をご確認の上、契約締結に同意していただくと次の方（契約締結権限者様）に URL がメールで届きます。最後の同意者（松本市側の承認者）が契約締結に同意すると契約締結手続きは完了します。
- (6) 契約締結完了のメールが届きますので、電子署名が付与された契約書（PDF ファイル）を保存してください。

## ■ 5 電子契約の承認フロー

契約締結に関する同意は以下の順に行われます。（前の方が同意すると次の人へ URL が送信されます。）

松本市担当者 → 担当者様 → 契約締結権限者様 → 松本市承認者  
（省略可）